

「地域医療支援センター（仮称）運営支援」 事業（新規）

平成22年8月

医政局指導課(新村和哉課長) [主担当]

1. 施策体系上の位置づけ

- 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
- 施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
- 施策中目標1-1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること
- 施策小目標1 医療計画に基づく医療連携体制を構築すること

2. 事業の概要

(1) 実施主体

都道府県

(2) 概要

地域医療に従事する医師のキャリア形成支援と一体的に、医師が不足する病院への医師の派遣調整・あっせん等を行う、都道府県に設置する「地域医療支援センター（仮称）」（以下、「支援センター」という。）の運営を支援する。

3. 評価（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

以下の考察を行った結果、本事業には必要性が認められる。

① 行政関与の必要性（民間に任せられないか）：有 / 無

医療法において、国及び地方公共団体は、国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するよう努めるものとされている。また、都道府県は、医療計画に基づき医師等の確保に係る施策等について取り組む必要がある。したがって、支援センターの運営は、都道府県が責任を持って取り組むべきものであり、行政が関与する必要がある。

② 国で行う必要性（地方自治体に任せられないか）：有 / 無

①において述べたとおり、医療法において、国は都道府県とともに、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するよう努めるものとされていること、また、医師の地域偏在の是正については、国を挙げて取り組むべき重要な施策であることから、国として都道府県の取組を支援することが必要である。

③ 民営化・外部委託の可否：可 / 否（地方自治体による外部委託については可）

①において述べたとおり、支援センターの運営は都道府県が実施主体となって取り組むべきものであり、民営化はできない。

また、支援センターの運営は、あくまで各都道府県が責任を持って取り組むべきものであるが、都道府県において、外部委託を行っても都道府県による実施と同様の効果が見込まれると判断する場合には、外部委託を可能とする。

④他の類似事業との整理

1) 民間に類似の取組はないか

本事業は、医師を地域の中で育成していくという基本的考え方のもと、キャリア形成支援を行うことと一体的に医師の派遣調整・あっせん等を行うものであり、民間に類似の取組はない。

2) 地方自治体に類似の取組はないか

高知県等一部の都道府県が地域医療に従事する医師の派遣調整・あっせん等に取り組んでいる例は見られるが、大部分の都道府県では行われていない。

地域医療に従事する医師の確保対策を全ての都道府県が推進していくことが重要であり、このため国による都道府県への支援を行うことが必要である。

3) 他省庁に類似の取組はないか

本事業は、医師を地域の中で育成していくという基本的考え方のもと、キャリア形成支援を行うことと一体的に医師の派遣調整・あっせん等を行うものであり、他省庁に類似の取組はない。

(2) 有効性の評価

(政策効果が発現する仕組み)

- 都道府県に設置する支援センターの運営を支援
- 支援センターが、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援及び医師が不足する病院への医師の派遣調整・あっせん等を実施
 - 地域医療に従事する医師の増加、定着
 - 医師の地域偏在の是正

(検証)

上記の仕組みが機能するためには、地域医療に従事する医師のキャリア形成支援の内容について、

- ①医師の意向に沿ったものとなっている
- ②学生や医師が認知している

必要がある。

これらについては、

- ①面接等を通じて地域医療に従事する医師等の意向を綿密に把握する
 - ②共通のコンテンツを有する各都道府県のホームページ等により情報発信を十分に行う
- 等の運用を行うことにより、事業効果を発揮させ、地域医療に従事する医師の増加、定着に寄与できると考える。

(3) 効率性の評価

地域医療に従事する医師のキャリア形成への不安を解消することを事業の中心に据えていることや、共通のコンテンツを有する各都道府県のホームページを運用することで求人・求職情報等を発信していくことなど、医師確保対策として効果的と考えられる事業を行うものである。

また、支援センターに専任する医師等に係る人件費、支援センター登録医師の募集に係る経費等の事業に必要と思われる最低限の費用を投入することにより、地域医療に従事する医師の増加、定着という成果に寄与することから、効率的であると考えられる。

4. 評価の反映

4(2) 有効性の評価において記載した工夫を事業内容に盛り込んだ上で、平成23年度予算概算要求(元気な日本復活特別枠)において所要の予算を要求することとする。

5. 事後の検証

(指標)

本事業が期待した効果を発揮したかどうかについては、下記の指標を定め測定することとする。ただし、指標については、支援センターの運営開始後、より適切な指標を把握できれば変更等を行うものとする。

○アウトプット指標

指標名	目標値（達成水準／達成時期）	事業と指標の関連
ホームページを開 設した都道府県数	47 都道府県	当該事業の実施状況に係る指標
支援センターへの 登録医師数	（前年度以上／毎年度）	当該事業の実施状況に係る指標
医師派遣調整・あつ せん数	（前年度以上／毎年度）	当該事業の実施状況に係る指標
（調査名・資料出所、備考等） 全て医政局指導課調べによる。		

○参考統計

指標名	事業と指標の関連
従事医師数の県内二次医療圏 間の差（全国平均）	当該事業に関連する指標
（調査名・資料出所、備考等） 医政局指導課調べによる。	

（評価計画）

本事業の効果を測定するために、上記の指標を3年間にわたり測定し、3年後の平成26年度において、事業の効果を検証することとする。